

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和6年4月22日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☒ 千葉県情報公開条例第27条の2第2項

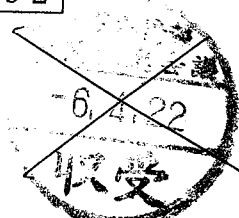
☐ 千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容

私は、いわゆるしょうがい者の権利擁護の取り組みをしている者です。たとえば、日本臨床心理学会の会員です。その活動の一環として、千葉県精神医療審査会委員の任免に関する文書について情報公開請求をしました。本件では、千葉県情報公開条例(以下、条例と言う)に基づく開示請求者並びに条例及び行政不服審査法に基づく異議申立人であるとともに、以下の民事訴訟における一審原告です。千葉地方裁判所松戸支部の平成30年(ワ)第734号損害賠償請求事件 原告 [redacted]、被告千葉県、その第二審・東京高等裁判所令和3年(ネ)第478号、その第三審・最高裁判所令和3年(オ)第1660号、令和3年(受)第2067号において、千葉県知事(担当は千葉県精神保健福祉センターです。)が私の行政文書開示請求に対して保存期間内の請求対象文書を廃棄ないし所在不明の状態にしたことが認められて損害賠償が命じられたことは、委員の皆様におかれましてもご存じのことかと存じます。

廃棄されてしまった文書ならともかく、少なくとも、所在不明の状態にされた文書が存在する以上、新たに発見されることを所期してその後も年度に一回、開示請求を致しておりますが、一度も発見されておられません。所在不明の状態にされた文書が全て発見されるまで文書の探索を続けるべきであることは、言を待ちません。

しかし、千葉県精神保健福祉センター長は、令和6年3月19日付け「保存期間内に廃棄ないし所在不明の状態にされた行政文書のその後の探索について(回答)」(精保セ第1155号)によると、「平成30年8月16日付け精保セ第409号、同日付け精保セ第411号及び同日付け413号の各決定で対象文書は特定しつくされており」、「令和2年3月29日付け受付け92



8号の開示請求にて、情報公開事務担当者1名が審査課執務室及び書庫を再度探索しましたが、特定に至りませんでした。」ことを理由に、今後、探索する予定はない旨を回答しました。

それらの開示請求対象文書は、全て保存期間内であり本来であれば相当早期に開示実施を受けることができたのですが、実施機関の不適切な管理によって、今だに所在不明の状態となったままです。

したがって、少なくとも、所在不明の状態にされた文書についてはその全てが発見されるまで文書の探索を続け、その具体的な計画を立て、申出人に対してその計画を具体的に知らせるべきです。また、本件について、もう二度と同様の事態を惹起させぬよう第三者検証委員会を実施すべきです。

このような改善を行うことこそが、条例前文、1条、3条、5条、8条本文、12条各項、13条各項、26条、27条、27条の2各項、29条各項、30条の規定及び趣旨並びに同条例全体の精神に合致するものというべきです。

添付資料

令和6年3月19日付け「保存期間内に廃棄ないし所在不明の状態にされた行政文書のその後の探索について（回答）」（精保セ第1155号）

以上以下余白

精保セ第1155号

令和6年3月19日

様

千葉県精神保健福祉センター長 林 偉明



保存期間内に廃棄ないし所在不明の状態にされた行政文書のその後の探索について（回答）

令和6年2月23日付けで照会があったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 探索の実施について

令和2年3月29日付け受付928号の開示請求にて、情報公開事務担当者1名が審査課執務室及び書庫を再度探索しましたが、特定に至りませんでした。

2. 今後の探索実施方法について

本件対象文書に関して、平成30年8月16日付け精保セ第409号、同日付け精保セ第411号及び同日付け第413号の各決定で対象文書は特定しつくされており、上記再探索においても特定に至らなかったことから、今後、探索する予定はありません。

担 当

精神保健福祉センター
総務課
電話 043(307)9362

別記

第1号様式（第4条）

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和6年6月10日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

担当者名

（法人その他の団体の場合に記載してください。）

☒ 千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐ 千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容

私は、いじめ被害者や精神医療被害者の権利擁護活動をする一環として千葉県に対して市民オンブズの取り組みをしてまいった者です。

上記取り組みのために、毎年、千葉県職員録を購入して利用しておりました。

しかし、今年度から人事課の判断で千葉県職員録を廃止して職員名簿を文書館に所蔵して市民に対してはコピー・閲覧を認めるものの、販売はしないこととなったとのことです。経費節減やペーパーレス化などがその理由とのことです。さらには、千葉県職員録の販売価格と比較しても、コピーは3倍から6倍程度の値段（この開きは2up印刷も可能とのことによります。）となっており、利用者に対する金銭的な負担の拡大措置と言わざるを得ないだけではなく、経費節減やペーパーレス化などを建前とした、事実上の大幅な値上げ、掲載情報の縮小、県政情報へのアクセスの制限に他なりません。経費節減やペーパーレス化などを公的な理由として、市民が必要な情報を入手しにくくし、情報提供の拡充施策に全く正反対の対応をすることは、あつてはならないことです。

したがって、千葉県職員録の販売を再開するか、少なくとも、千葉県職員名簿なるものを千葉県職員録と同様の情報を掲載した資料としたうえでコピー代を従前の千葉県職員録の価格程度とするように改善すべきです。

このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、26条、27条をはじめとして、5条、8条本文、27条の2各項、29条各項、30条の規定及び趣旨並びに同条例全体の精神に合致するものというべきです。以上以下余白

千葉県情報
公開審査会

-6.6.14

収受

